

浜田市告示第 50 号

浜田市農用地保全事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市農用地保全事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市農用地保全事業補助金交付要綱（令和3年浜田市告示第83号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 小規模農家機械整備支援事業

ア 農業用機械整備支援事業

イ 共同利用機械整備支援事業

別表2の部鳥獣被害防止モデル集落育成事業の項中「限度とする。」を「限度とする。」に改め、同表4の項中「5人以上」の次に「の農業者」を加え、「あること」を「であること」に改め、同表に次のように加える。

6 小規模農家機械整備支援事業		1 水稲作付面積が20a以上であること。 2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	水稻用機械の整備に必要と認める経費の1/5以内の額（限度額10万円。ただし、申請日の属する年度（以下この項において「申請年度」という。）の4月1日（以下この項において「基準日」という。）において65歳以上の者であつて申請年度内に1ha以上の水稻を作付するもの又は基準日において65歳未満の者
-----------------	--	--	---

			であつて申請年度内に 1 h a 未満の水稻を作付するものにあつては 20 万円を限度とし、基準日において 65 歳未満の者であつて申請年度内に 1 h a 以上 の水稻を作付するものにあつては 30 万円を限度とする。)
共同利用機械整備支援事業	2 人以上の農業者（認定農業者及び新規就農者を除く。）で組織する団体	当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	水稻用機械の整備に必要と認める経費の 1 / 5 以内の額（限度額 20 万円）

様式第 3 号及び様式第 4 号中「申請者」及び「(署名又は記名押印)」を削る。

様式第 5 号中「(署名又は記名押印)」を削る。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。